

「国会議員秘書が1ヶ月で辞める」

たえた
耐田 忍
しのぶ

(しがく総合研究所)

で、本当にいいのか？

国会議員秘書が1か月でやめるのは
「珍しくも何ともない」

政治といえば直近の参院選において自公が過半数割れに追い込まれたことが記憶に新しいが、その参院選でまったく話題にならなかった重要な論点がある。それが、国会議員秘書の劣悪な労働環境だ。

今回筆者は、ある国会議員秘書経験者から、秘書の労働環境に関するインタビューを実施することに成功した。取材対象者は匿名を条件にインタビューに応じたため、以下A氏と表記する。

——国会議員秘書の労働環境はどのようなものでしょうか。

A氏 「石の上にも3年」とは言いますが、秘書の世界は「頑張って3年もつかどうか」。事務所によってもちろん違いはありますが、労働環境の常識が世間とは大きくずれている現状もあり、「1ヶ月で辞めた」というのは珍しくも何ともない話です。長時間労働は常

態化しており、過労死リスクが高まる時間外労働時間月100時間という水準を大きく超えることも珍しくなく、ひどい時には月200時間を超えることもあります。

——なぜ国会議員秘書は長時間労働になってしまうのでしょうか。

A氏 これは休日や深夜の呼び出しが多く、祝日や年末年始といった時期も地元対応や議員の都合で「勤務日」になることが多いからです。あわせて、議員の家族旅行に帯同したり、趣味に付き合ったりするなど、秘書が担うべき業務ではないものに巻き込まれるケースも多いです。言うまでもありませんが、これらの「勤務」を通じた残業代などは当然出ません。勤務記録もあいまいなので労働基準監督署も実態把握ができていません。

パワハラは秘書同士でも生じている

——政治家による、秘書へのパワハラメント（パワハラ）問題が報じられることも目立っています。

A氏 直近では立憲民主党の水野素子前参議院議員の秘書に対するパワハラが報じられ、此度の参院選で不出馬に追い込まれました。ただ、こうした報道は氷山の一角にすぎません。なぜなら、秘書は議員に雇用されていて人事権を握られており、声を上げづらい状況にあるためです。

個人的に一層深刻だと思うのは、先輩秘書から後輩秘書に対するパワハラです。秘書の世界では、厳しい縦社会で徒弟制度のような人間関係が根強いんです。仲間であるはずの秘書同士が助け合わずに「私は昔パワハラに耐えたから、お前も耐えろ」といった精神論がはびこっています。

——厳しい環境にある国会議員秘書の仕事ぶ

りはどうなのでしょう。

A氏 正直、仕事ができる人はごくわずかというのが私の印象です。多くはやる気がなかったり能力が極めて低かったりする「窓際社員」的な秘書です。先に述べた話ともつながりますが、「長く勤めているだけ」の人が先輩として威張っている構造があるため、結果として優秀な後輩秘書が疲弊してやめてしまう、という状況です。

労働環境の改善には、国会議員秘書に対する労基法の適用が必要

——どうすれば国会議員秘書の労働環境を改善できるのでしょうか。

A氏 諸悪の根源は労働基準法が秘書に適用されていないという点にあります。国会議員秘書は特別職国家公務員という位置づけにあります。これは、一般職国家公務員のように

よる現場調査を難しくしている問題もあります。結果として、秘書の労働環境は公的保護の網から外れ、長時間労働や不安定な雇用が常態化しているのです。

——国会議員秘書に労基法を適用すれば、問題の解決につながるのではないのでしょうか。

A氏 その通りです。具体的に、方法は大きく2つあります。

1つは法解釈の明確化と見直しです。現在の「特別職Ⅱ労基法の適用外」という行政解釈を再検証し、少なくとも私設秘書については労基法の適用対象とする方針を明文化する必要があります。裁判例や国会答弁を整理し、守秘義務の確保と労働保護を両立できる仕組みを提案すべきです。

もう1つは議員事務所のガバナンス強化です。法改正だけではなく、各議員事務所に労務管理マニュアルを義務づけ、研修や外部相

法律で詳細な勤務条件が定められているわけではなく、職務の性質上、柔軟な働き方が前提とされたものです。

そして国家公務員法附則第16条では「国家公務員については、この法律の適用を受けない」と明記されており、その代わりに国家公務員法や国会法など、別の法律が勤務条件などを規定します。秘書の場合には、職務が「議員の政治活動の補助」という高度に個人的かつ機密性の高い業務であり、議員と秘書の強い信任関係を前提としているため、これまで労働時間規制や解雇規制が適用されない運用が続いてきました。

もともと、法律に「国会議員秘書は労基法の適用外」と明文化されてはいません。あくまで行政解釈と慣例で「適用外」と扱われてきたに過ぎません。さらに、国会法や国家公務員法で課される厳格な守秘義務が、労基に

談窓口を設けることで、日常的なハラスメントや長時間労働を防ぐ体制を整える必要があるでしょう。

——国会議員秘書の労働環境を改善する意味はどこにあると考えていますか。

A氏 秘書の労働環境を改善することは政治の健全化に直結します。議員が一人で政治活動を完結させることはできません。政策立案、政務調整、地元対応……議員の裏側には秘書が必ずいます。秘書が安心して能力を発揮できる環境がなければ、優秀な人材は入ってこないし、政治の質そのものが下がっていくことに直結します。逆に言えば、秘書の労働環境の改善は、政治の質の改善につながります。よく政治の世界では二世議員などが増えすぎていて「議員の新陳代謝が必要」という声があります。これは国会議員と運命を共にする秘書の世界でも同じことが言えるのだと思います。